

1. 検証の視点 ※条例に基づく検証視点を抽出しています。

条例の該当箇所	検証項目	過去の協議会からの意見(抜粋)
【第9条】 参画の対象	・ 条例に規定されている参画の対象について積極的に参画の機会を設けているか (2. 参画の手法実施状況総括表)	・参画の推進については積極的に行われている印象を受けるが、パブリックコメント、審議会等以外の手法が有効に用いられていないのではないか
	・ 対象外とした理由は適切か (6. 参画の対象外としたもの)	
【第11条】 参画の手法の実施	・ 効果的と思われる手法を適切な時期に実施しているか (7. 複数の参画手法の実施状況)	・アンケートから審議会等、あるいはパブリックコメントなどへと繋がっていくような周知の仕方が出来れば効果的ではないか
	・ 複数の手法を併用するよう努めているか (7. 複数の参画手法の実施状況)	
【第12条】 公表の方法	・ 実施に関して2つ以上の方法により公表されているか (4. 審議会等の運営状況)	
【第13条】 パブリックコメント	・ 市民等が意見を提出するために必要な事項及び、実施結果が公表されているか	・意見の提出数が少ない ・内容が分かりにくいと意見が出しづらいので、より分かりやすく記載するなど、周知方法に工夫が必要ではないか ・提出された意見の取扱い方を明らかにすべき ・パブリックコメント制度の意義と役割を周知すべき ・意見が反映されにくいパブリックコメントのあり方の検討が必要 ・目的に合わせて早期の意見聴取を検討する必要がある ・子どもに対して意見提出の投げかけを行う (取組) より分かりやすく周知できるよう平成29年度に「パブリックコメント実施マニュアル」を改訂

条例の該当箇所	検証項目	過去の協議会からの意見(抜粋)
【第14条】 審議会等の設置及び運営	・ 公募による委員のいる審議会等の割合は適正か(可能なものには公募を入れているか) (4. 審議会等の運営状況)	
	・ 女性委員の割合は適正か (4. 審議会等の運営状況)	・審議会等の目的に応じた適切な女性委員比率を検討するべきではないか ・女性委員の役割や報酬を明示する ・女性の参加しやすい時間帯に会議を開催する ・女性が審議会等に参画しやすくするため、休暇取得しやすい環境づくりについて企業の協力を得る (取組) 公募委員募集の際に報酬等を明示することとした
	・ 会議及び会議の開催に関する事項は公表されているか (4. 審議会等の運営状況)	・審議会等への市民参画を促すためには、市ホームページにおいて審議会等を性質ごとに分類するなど、審議会等の内容や開催状況を分かりやすい形で公開し、市民の関心を高める工夫が必要 ・審議会等に関する市ホームページを再構築
	・ 会議録は公表されているか (4. 審議会等の運営状況)	・会議の公開は難しい面もあるが、会議録については全ての審議会等で公開することが可能ではないか (取組) ・平成29年度に「防府市審議会等の設置及び運営に関する指針」を改訂し、会議の公開、会議録の公開についてより詳細に記載
【第15条】 その他の参画の手法に関する取扱い	・ その他の手法を実施する際に必要な事項及び実施結果が公表されているか (5. その他の参画の手法実施状況)	・ワークショップの活用事例が少ない (取組) ・ワークショップ活用を促すため、職員に対してファシリテーター養成研修を実施。 ・庁内の会議から実践に取り組む。
その他 全般的事項について		・審議会等の委員の多数兼務解消に努める必要がある ・審議会等の目的に応じた適切な委員構成を検討する必要がある ・傍聴人にアンケートをとるなど、意見を取り入れる工夫があると良い ・フォーラムやシンポジウム等を用いた啓発活動を積極的に行うべき ・市民にテーマを示して意見募集を行うなど、早期意見募集の手法を導入できないか ・ワークショップの活用のためにはファシリテート能力の向上が欠かせない (取組) ・ファシリテーター養成研修の実施 ・防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱改正 ・防府市審議会等の設置及び運営に関する指針改訂

2. 令和元年度 参画の手法実施状況総括表

①参画の対象区分別件数内訳

対象区分\手法	パブリックコメント	審議会等	意識調査	公聴会等	ワークショップ [°]	対象外	合計	構成比 (%)
計画等	4	9	5				18	19.6
条例等	1	1				1	3	3.3
施設の計画等	1				1		2	2.2
その他		66	1	2			69	75.0
合計	6	76	6	2	1	1	92	100
構成比 (%)	6.5	82.6	6.5	2.2	1.1	1.1	100	

〔参画の対象〕

計画等	【第9条第1項第1号】 市の基本構想、基本計画その他市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
条例等	【第9条第1項第2号】 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃 イ 市政に関する基本方針を定める事項 ロ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項 ハ 市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項
施設の計画等	【第9条第1項第3号】 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更
その他	【第9条第1項第4号】 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの
対象外	【第9条第2項】 前項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参画の対象としないことができる。 一 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの 二 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの 三 軽易な変更等 四 市長等の内部の事務処理に関するもの 五 緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの

②案件の分野別件数内訳 ※審議会等については、主たる分野により分類

分野\手法	パブリックコメント	審議会等	意識調査	公聴会等	ワークショップ [°]	対象外	合計	構成比 (%)
自然環境 安心安全		4					4	4.3
医療・福祉	2	18	1				21	22.8
教育・文化	1	31	1				33	35.9
産業	1	10		1			12	13.0
生活環境	2	6	1	1		1	11	12.0
人権 まちづくり		7	1				8	8.7
その他			2		1		3	3.3
合計	6	76	6	2	1	1	92	100
構成比 (%)	6.5	82.6	6.5	2.2	1.1	1.1	100	

〔施策等の分野〕

防府市総合計画2020のまちづくりの大綱(政策)を分野として、各事案を分類した

分野	まちづくりの大綱	施策
自然環境 安心安全	自然環境への優しさと暮らしの安全を大切に するまちづくり	環境保全対策の推進、循環型社会の形成 環境衛生の推進、消防・救急体制の充実 防災対策の充実、治山・治水対策の充実 交通安全・防犯対策の推進 消費生活対策の充実
医療・福祉	健やかな日々と地域のぬくもりにみち たまちづくり	医療・保健サービスの充実、地域福祉の充実 子育て支援の充実、高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実、社会保障制度の充実
教育・文化	豊かな心の育みと文化の薫りにあふ れるまちづくり	学校教育の充実、生涯学習の推進 青少年の健全育成、スポーツの振興 文化・芸術の振興、文化財の保護・継承
産業	産業の活力とふるさとの魅力がみな ぎるまちづくり	農業の振興、林業の振興 水産業の振興、工業の振興 商業・サービス産業の振興 観光の振興、労働環境の向上
生活環境	都市のうるおいと生活空間の快適さ のあるまちづくり	地域情報化の推進、生活交通の充実 広域交通ネットワークの整備 上下水道の整備、住宅・住環境の整備 景観の保全・形成、公園・緑地の整備 適正な土地利用の推進
人権 まちづくり	自ら担う喜びとみんなで支えあう力 で築くまちづくり	人権尊重社会の実現、地域コミュニティ活動の推進 自主的・主体的な市民活動の推進 市民の参画と協働による市政の推進 計画的な行財政運営の推進、広域連携の推進

3. パブリックコメント実施状況

年度	件数	分野別							計	実施結果の概要
		自然環境 安心安全	医療・福祉	教育・文化	産業	生活環境	人権 まちづくり	その他		
平成21年度	実施件数		1	1		1			3	意見提出者 15人 意見提出件数 46件
	提出者数		5	9		1			15	・意見を受けて修正したもの 11件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 14件
	意見提出件数		14	21		11			46	・既に記載済み、対応済みのもの 16件 ・意見を反映することが困難なもの 3件 ・その他 2件
平成22年度	実施件数		2		1		3		6	意見提出者 44人 意見提出件数 175件
	提出者数		2		2		40		44	・意見を受けて修正したもの 32件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 28件
	意見提出件数		4		10		161		175	・既に記載済み、対応済みのもの 34件 ・意見を反映することが困難なもの 41件 ・その他 40件
平成23年度	実施件数	3	2	1		1	1		8	意見提出者 8人 意見提出件数 19件
	提出者数	5	0	1		1	1		8	・意見を受けて修正したもの 6件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 2件
	意見提出件数	8	0	4		2	5		19	・既に記載済み、対応済みのもの 4件 ・意見を反映することが困難なもの 7件
平成24年度	実施件数	1	2			2	2		7	意見提出者 4人 意見提出件数 4件 ・意見を受けて修正したもの 1件 ・既に記載済み、対応済みのもの 2件 ・意見を反映することが困難なもの 1件
	提出者数	3	0			0	1		4	
	意見提出件数	3	0			0	1		4	
平成25年度	実施件数	3		2		1	2		8	意見提出者 9人 意見提出件数 29件
	提出者数	3		3		0	3		9	・意見を受けて修正したもの 5件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 8件
	意見提出件数	5		18		0	6		29	・既に記載済み、対応済みのもの 7件 ・意見を反映することが困難なもの 8件 ・その他 1件
平成26年度	実施件数	2	10	1	1		2		16	意見提出者 16人 意見提出件数 48件
	提出者数	1	5	1	1		8		16	・意見を受けて修正したもの 10件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 3件
	意見提出件数	1	21	1	2		23		48	・既に記載済み、対応済みのもの 5件 ・意見を反映することが困難なもの 15件 ・その他 15件
平成27年度	実施件数		4	1	2		4		11	意見提出者 5人 意見提出件数 20件
	提出者数		2	1	2		0		5	・意見を受けて修正したもの 5件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 2件
	意見提出件数		11	3	6		0		20	・既に記載済み、対応済みのもの 5件 ・意見を反映することが困難なもの 5件 ・その他 3件
平成28年度	実施件数	2	1	2		3	2		10	意見提出者 52人 意見提出件数 74件
	提出者数	0	0	1		0	51		52	・意見を受けて修正したもの 10件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 2件
	意見提出件数	0	0	1		0	73		74	・既に記載済み、対応済みのもの 5件 ・意見を反映することが困難なもの 55件 ・その他 2件
平成29年度	実施件数		2			3	2		7	意見提出者 9人 意見提出件数 11件
	提出者数		2			7	0		9	・意見を受けて修正したもの 2件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 5件
	意見提出件数		3			8	0		11	・既に記載済み、対応済みのもの 1件 ・意見を反映することが困難なもの 1件 ・その他 2件
平成30年度	実施件数	1		1	1				3	意見提出者 4人 意見提出件数 5件
	提出者数	1		0	3				4	・意見を受けて修正したもの 1件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 2件
	意見提出件数	1		0	4				5	・既に記載済み、対応済みのもの 1件 ・意見を反映することが困難なもの 1件
令和元年度	実施件数		2	1	1	1		1	6	意見提出者 35人 意見提出件数 108件
	提出者数		0	0	0	0		35	35	・意見を受けて修正したもの 4件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 38件
	意見提出件数		0	0	0	0		108	108	・意見を反映することが困難なもの 9件 ・内容に直接関わらないもの 34件 ・その他 23件
合計	実施件数	12	26	10	6	12	18	1	85	
	提出者数	13	16	16	8	9	104	35	201	
	意見提出件数	18	53	48	22	21	269	108	539	
	1件あたりの提出者数	1.1	0.6	1.6	1.3	0.8	5.8	35.0	2.4	
	1件あたりの提出意見数	1.5	2.0	4.8	3.7	1.8	14.9	108.0	6.3	

4. 審議会等の運営状況

①委員の状況

年度	委員を選任している審議会等	委員数				公募委員のいる審議会等		
			女性委員	割合(%)	公募委員	割合(%)	審議会等の数	割合(%)
H21	83	1,069	218	20.4	35	3.3	12	14.5
H22	83	1,057	220	20.8	39	3.7	13	15.7
H23	77	984	200	20.3	30	3.0	12	15.6
H24	75	967	214	22.1	33	3.4	13	17.3
H25	82	1,080	234	21.7	57	5.3	20	24.4
H26	80	1,086	266	24.5	59	5.4	20	25.0
H27	82	1,135	288	25.4	73	6.4	26	31.7
H28	85	1,116	281	25.2	66	5.9	27	31.8
H29	86	1,110	278	25.0	59	5.3	25	29.1
H30	91	1,146	296	25.8	63	5.5	28	30.8
R1	95	1,201	316	26.3	64	5.3	30	31.6

②会議の公開等の状況

年度	会議を開催した審議会等	開催案内の公表		会議の公開		会議録の作成		会議録の公表	
		審議会等の数	割合(%)	審議会等の数	割合(%)	審議会等の数	割合(%)	審議会等の数	割合(%)
H21	70	35	50.0	39	55.7	69	98.6	9	12.9
H22	71	44	62.0	41	57.7	71	100.0	9	12.7
H23	67	43	64.2	41	61.2	65	97.0	9	13.4
H24	67	43	64.2	42	62.7	66	98.5	12	17.9
H25	74	51	68.9	53	71.6	73	98.6	22	29.7
H26	68	55	80.9	55	80.9	68	100.0	29	42.6
H27	71	57	80.3	57	80.3	71	100.0	32	45.1
H28	75	58	77.3	58	77.3	75	100.0	38	50.7
H29	73	57	78.1	59	80.8	72	98.6	40	54.8
H30	82	63	76.8	63	76.8	81	98.8	58	70.7
R1	76	59	77.6	60	78.9	76	100.0	60	78.9

【検証事項の内容】
①公募委員が在籍しているか
②女性委員が在籍しているか
③会議を公開しているか
④会議録(要旨等を含む)を公開しているか
上記4点について一覧にしています。なお、この一覧は防府市において現在組織されている審議会等についてまとめたものです。
※ 組織されているものの、令和元年度中に会議開催のない審議会等については、一部の項目を「－」と表示しています。

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
1	防府市防災会議	防府市地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じ て本市の防災に関する事項を審議するため	防災危機管理課	○	○	○	○	○
2	防府市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基 づき協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。	防災危機管理課	○	×	－	－	－
3	防府市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うため、及び、 道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な バス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に 即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため。	政策推進課	○	○	○	○	○
4	明るく豊かで健やかな防府創出会議	総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、広く意見を求 めるため。	企画経営課	○	○	－	－	－
5	防府市スポーツ推進計画策定委員会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づくス ポーツの推進に関する計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるた め。	文化・スポーツ課	○	○	○	○	○
6	防府市住居表示審議会	住居表示に関する法律に規定する方法による住居表示の実施について、市 長の諮問に応じて重要事項を調査審議するため。	市民課	－	－	－	－	－
7	防府市国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため	保険年金課	○	○	○	○	○
8	防府市介護認定審査会	要介護・要支援の認定に係る審査判定業務を行うため	高齢福祉課	○	×	×	×	×
9	防府市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その 他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するた め	障害福祉課	○	×	－	－	－

平成30年度 防府市審議会等の運営状況(No.2)

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
10	防府市障害支援区分認定審査会	障害支援区分認定に係る審査判定業務を行うため	障害福祉課	○	×	×	×	×
11	防府市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援について調査審議を行うため	子育て支援課	○	○	○	○	○
12	防府市民生委員推薦会	民生委員法5～7条の規定に基づき、民生委員の推薦を行うため	社会福祉課	○	×	×	×	×
13	防府市建築審査会	建築基準法に規定する同意及び同法94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決を行なわせるとともに、本市の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項を調査審議するために設置する。	建築課	○	×	○	○	○
14	防府市公務災害補償等審査会	議会の議員その他の非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者の審査申出の審査及び裁定を目的とする。	人事課	—	—	—	—	—
15	防府市公務災害補償等認定委員会	地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定め、もって防府市非常勤職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	人事課	×	×	—	—	—
16	防府市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議することを目的とする。	人事課	—	—	—	—	—
17	防府市財産処分審議会	市長の諮問に応じて普通財産の処分に関し必要な調査及び審議を行わせるため。	行政管理課	○	×	○	○	○
18	防府市行政経営改革委員会	社会経済情勢の変化に対応するとともに、限られた資源を最大限利用し、市民の視点に立った簡素で効率のよい行政経営を推進するため。	企画経営課	○	○	○	○	○
19	防府市参画及び協働の推進に関する協議会	防府市の参画及び協働の推進に関する事項について、市民等の視点から調査、審議するため	市民活動推進課	○	○	○	○	○
20	防府市環境審議会	環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため	生活安全課	○	○	○	○	○

平成30年度 防府市審議会等の運営状況(No.3)

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
21	防府市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施、及び市長が必要と認める事項に関する協議を行うため	生活安全課	○	○	—	—	—
22	防府市放置自動車廃物判定委員会	防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づき、放置自動車の廃物の判定及び基準について、調査審議するため。	生活安全課	○	×	—	—	—
23	防府市個人情報保護審議会	個人情報保護制度の適正な運用を図り、諮問された事項・運用に関する重要事項の調査審議をするとともに、マイナンバー制度における特定個人情報保護評価に伴う意見聴取を行うため	市政相談課	○	×	×	×	○
24	防府市個人情報保護審査会	個人情報の開示請求に対する開示決定又は訂正等の請求に対する訂正決定等について、審査請求があった場合の諮問に対する審査を行うための諮問機関として設置	市政相談課	○	×	—	—	—
25	防府市情報公開審査会	公文書公開請求に対する公開等の決定について、審査請求があった場合の諮問に対する審査及び情報公開制度の運営に関する審議等を行うための諮問機関として設置	市政相談課	○	×	—	—	—
26	防府市廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため	クリーンセンター	○	○	—	—	—
27	防府市障害者保健福祉推進協議会	総合的な障害者保健福祉施策の推進について、幅広く市民や民間有識者等の意見を聴くため	障害福祉課	○	○	○	○	○
28	防府市人権施策推進審議会	市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、人権に関する施策の総合的な推進を図るため	社会福祉課	○	○	○	○	○
29	防府市男女共同参画審議会	男女共同参画社会の形成を推進するにあたっての女性の役割、活動の方向等について、基本的かつ総合的な事項を調査審議し、もって女性に関する施策の推進に資するため	社会福祉課	○	○	○	○	○
30	防府市福祉センター運営審議会	福祉センターの組織及び運営に関し必要な事項を定めるため	社会福祉課	○	×	○	○	○
31	防府市農業構造改善対策協議会	農業を振興させるための基盤及び制度の構造改革を行うこと等の対策の審議、調査を行うため	農林水産振興課	—	—	—	—	—

平成30年度 防府市審議会等の運営状況(No.4)

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
32	防府市農林漁業振興対策融資審査会	市長の諮問に応じて農業近代化資金及び漁業近代化資金の融通に関し必要な調査及び審査を行なうため	農林水産振興課	×	×	—	—	—
33	防府市公設青果物地方卸売市場運営審議会	市場の適正かつ円滑な運営を図るため	農林水産振興課	○	×	○	○	○
34	防府市中小企業振興会議	中小企業振興施策の調査審議をするため	商工振興課	○	○	○	○	○
35	防府市景観審議会	良好な景観の形成に関する事項を調査審議するため	都市計画課	○	○	—	—	—
36	防府市都市計画審議会	都市計画法により、本市の権限に属せられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため。	都市計画課	○	×	—	—	—
37	防府市営住宅入居者選考審査会	市長の諮問に対して市営住宅の入居者の選考に関し必要な調査及び審査を行うため。	建築課	—	—	—	—	—
38	防府市農業委員会の委員候補者選考委員会	防府市農業委員会の委員候補者の選考	農業委員会事務局	○	×	○	×	○
39	防府市奨学生選考審査会	教育委員会の諮問に応じて、奨学生を決定の選考に関し、必要な審査を行うため	教育総務課	×	×	×	×	×
40	防府市図書館協議会	図書館関係者や利用者から広く意見を聞いて、図書館サービスの向上を図るため	教育総務課	○	○	○	○	○
41	右田公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
42	華浦公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○

平成30年度 防府市審議会等の運営状況(No.5)

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
43	華城公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
44	防府市勤労青少年ホーム運営審議会	勤労青少年ホームの円滑な運営を図る。	生涯学習課	—	—	—	—	—
45	向島公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
46	佐波公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
47	勝間公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
48	小野公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
49	松崎公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
50	新田公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
51	西浦公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
52	大道公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
53	中関公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○

平成30年度 防府市審議会等の運営状況(No.6)

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
54	富海公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
55	文化センター運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
56	防府市社会教育委員の会議	社会教育法第15条の規定に基づき設置している。	生涯学習課	○	○	○	○	○
57	防府市青少年問題協議会	「地方青少年問題協議会法」に基づき設置。青少年の健全育成に関する総合的な施策の樹立について調査審議し、関係行政機関に意見を述べるとともに、その施策を適切に実施するため、関係行政機関相互の連絡調整を図る。	生涯学習課	○	○	—	—	—
58	牟礼公民館運営審議会	公民館が地域にあって、住民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関であるという性格と機能をもつもので、その諮問機関として設置され公民館の運営を有効適切にする為、公民館運営審議会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
59	防府市野島漁村センター運営委員会	野島漁村センターは島民の生活に密着し、各種社会教育事業を実施する重要な社会教育機関としての機能と性格を兼ねており、その諮問機関として設置されセンターの運営を有効適切にする為、野島漁村センター運営委員会を設置する。	生涯学習課	○	×	○	○	○
60	防府市文化財審議会	防府市内の文化財について、保存・活用に関し必要な調査や審議、指導を行う。	文化財課	○	×	○	○	○
61	防府市災害弔慰金支給審査委員会	防府市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年防府市条例第45号)第3条の規定に基づき、平成21年7月21日集中豪雨災害に係る災害弔慰金を支給するに当たり、専門的見地から災害との因果関係等を審査するため。	行政管理課	—	—	—	—	—
62	防府市産業戦略本部	国や県と協力して本市の産業を活性化させる取組を総合的に推進するため、様々な分野の事業者から意見を聞くため。	政策推進課	○	×	○	○	○
63	防府市まち・ひと・しごと創生推進専門会議	防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため	企画経営課	○	×	—	—	—
64	防府市地域コミュニティ検討協議会	地域団体を包括し、民主的に協議・意思決定を行い、主体的に行動することができる「新たな地域コミュニティ組織」を構築し、これを支援するための具体的な方針について検討するため	市民活動推進課	—	—	—	—	—

平成30年度 防府市審議会等の運営状況(No.7)

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
65	防府市観光振興推進協議会	防府市観光振興基本計画の事業の進捗状況を把握し、評価を行うとともに、その評価を反映させ、改善することに関する必要な事項を協議する。	おもてなし観光課	○	○	○	○	○
66	防府市自転車等駐車対策協議会	公共の場所における自転車等の放置禁止区域の指定と駐車に関する事項の対策について審議・検証を行うため。	生活安全課	—	×	—	—	—
67	防府市し尿収集料金等調整会議	し尿収集料金等について審議する。	クリーンセンター	○	×	○	○	○
68	防府市高齢者保健福祉推進会議	介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進並びに計画の見直しについて、広く市民の意見を反映させるため	高齢福祉課	○	○	○	○	○
69	防府市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターが中立性を保ち、公正な運営を確保するため	高齢福祉課	○	○	○	○	○
70	防府市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス事業者の指定、指導、監督について公平、公正、適正な運営を確保するため	高齢福祉課	○	○	○	○	○
71	防府市医療・介護連携推進協議会	医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する体制構築に係る方策等を協議するため	高齢福祉課	○	×	○	○	○
72	防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議	高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、安心した生活が送れるよう、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援の法律第16条の規定に基づき、関係機関との連携協力体制を図るため。	高齢福祉課	○	×	○	○	○
73	防府市高齢者生活支援協議会	生活支援・介護予防サービスの充実を図り、多様な事業主体と情報共有・連携をしながら、生活支援体制整備の推進を図るため。	高齢福祉課	○	×	○	○	○
74	防府市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置の適正な実施を行うため	高齢福祉課	×	×	—	—	—
75	防府市地域総合支援協議会	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、当事者や民間有識者等から幅広い意見を反映させるため	障害福祉課	○	×	○	○	○

平成30年度 防府市審議会等の運営状況(No.8)

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
76	防府市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童と特定妊婦の適切な支援を図るとともに関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者が連携して対応するため	子育て支援課	○	×	×	×	×
77	防府市地域福祉推進協議会	防府市地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため	社会福祉課	○	○	○	○	○
78	健やかほうふ21計画(第2次)推進委員会	健やかほうふ21計画(第2次)に基づき、市民の健康づくりの活動を推進するため	健康増進課	○	○	○	○	○
79	防府市医療等事故調査会	防府医師会、防府歯科医師会及び防府薬剤師会との契約等に基づき実施する業務に関連して発生した事故の、適正かつ円滑な処理に資する	健康増進課	×	×	—	—	—
80	防府市休日診療所運営委員会	医療を必要とする疾病者に対する効果的な医療対策の確立及び円滑な運営に資する	健康増進課	—	—	—	—	—
81	防府市子育て世代包括支援ネットワーク会議	妊娠期から子育て期に関わる関係機関のネットワークづくりを行い、妊娠期から子育て期の支援について情報共有、関係機関の連携を図る場とする。	健康増進課	○	×	×	×	×
82	防府市人・農地プラン検討会	人・農地プランの内容を審査する	農林水産振興課	○	×	×	×	×
83	防府市青年等就農計画認定審査委員会	就農計画の内容を審査する	農林水産振興課	×	×	×	×	×
84	防府市中山間地域等直接支払制度集落協定推進協議会	中山間地域等直接支払制度事業における集落協定の推進のため	農林水産振興課	×	×	×	×	×
85	防府市農業経営改善計画認定委員会	農業経営改善計画認定申請書の内容を審査する	農林水産振興課	○	×	×	×	×
86	防府市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域の整備を計画的に推進する	農林水産振興課	○	×	○	○	○

平成30年度 防府市審議会等の運営状況(No.9)

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
87	佐波川かわまちづくり協議会	佐波川の河川空間とまちの空間の融合を図り、歴史的史跡や各種イベントと連携した施設や市民の憩いの場としての利活用の促進を図る	河川港湾課	○	○	○	○	○
88	防府市都市再生整備計画事業(佐波川新橋地区)事後評価委員会	平成27年度から実施している都市再生整備計画の事業が完了するにあたり、「社会資本整備総合交付金要綱」に基づき事業の事後評価を行う必要があるため。	河川港湾課	×	×	×	×	×
89	防府市緑化推進委員会	本市の「明るい・豊かな・健やかな」緑と花のまちづくりの推進に必要な協議を行うため。	都市計画課	○	×	×	○	○
90	防府市歴史を活かしたまちづくり会議	防府市が育んできた歴史的文化的資産を活かしたまちづくり推進のため	都市計画課	○	○	—	—	—
91	防府市明るい選挙推進協議会	選挙は、民主政治の基盤であり、明るく行われるように有効適切な諸方策を企画し、効率的事業を実施して理想選挙の実現に寄与することを目的とする	選挙管理委員会事務局	○	×	×	×	×
92	第3次防府市子ども読書活動推進計画策定協議会	第3次防府市子ども読書活動推進計画策定協議会を策定するため	教育総務課	○	○	○	○	○
93	防府市教育支援委員会	学齢児童・生徒のうち、心身に障害を有する者の適正就学に資するため	学校教育課	○	×	×	×	×
94	防府市生徒指導問題対策協議会	いじめの問題や不登校児童生徒の増加等、多種多様な生徒指導に係る問題について、解決策等を協議するとともに状況に応じて関係機関等の連携による適切な対応をするため	学校教育課	○	×	×	×	×
95	防府市通学路安全推進会議	防府市立小・中学校の通学路について、学校及び家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、現状と課題を分析・検証し、本市の児童生徒の安全な通学環境を確保することを目的とする	学校教育課	○	×	○	○	○
96	防府市立小・中学校通学区域調整委員会	防府市立小・中学校の通学区域についての調整を図ることを目的とする	学校教育課	—	×	—	—	—
97	防府市青少年育成センター運営協議会	青少年の補導及び育成に関係のある機関・団体が相互に緊密な連絡を取りながら、地域社会の協力を得て組織的な補導を推進し、もって青少年の健全な保護育成を図るため	生涯学習課	○	×	○	○	×

平成30年度 防府市審議会等の運営状況(No.10)

No.	審議会等の名称	設置目的	所管課	委員の状況		開催案内の公表	会議の公開	会議録の公開
				女性委員の在籍	公募委員の在籍			
98	防府市生涯学習推進協議会	市民が多様な生活課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性、能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受できるような生涯学習を推進するため	生涯学習課	○	○	○	○	○
99	史跡周防国分寺旧境内保存整備検討委員会	史跡周防国分寺旧境内の調査、保存、整備及び管理に関わる基本的かつ総合的な事項について検討するほか、諮問に応じ必要な事項を調査するため	文化財課	×	×	×	○	×
100	史跡萩往還宮市本陣兄部家保存整備計画策定委員会	史跡萩往還宮市本陣兄部家の適切な保存及び整備に関する計画を策定するにあたり、専門的な立場からの指導及び助言を得ることを目的とする。	文化財課	×	×	—	—	—
101	史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内保存整備委員会	史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内の保存整備を円滑に遂行するため、適切な助言、指導を行うほか、必要な事項について調査する	文化財課	○	×	○	○	○
102	市指定史跡車塚古墳保存整備検討会	市指定史跡車塚古墳の保存整備を円滑に行うため、適切な助言・指導を行うほか、必要な事項について調査する	文化財課	×	×	○	○	○
103	周防国府跡等官衙遺跡保存整備検討会	史跡周防国衙跡及び下右田遺跡の保存整備を円滑に行うため、適切な助言・指導を行うほか、必要な事項について調査する	文化財課	○	×	○	○	○
104	防府歴史文化基本構想策定委員会	防府市歴史文化基本構想策定事業を円滑に実施するため	文化財課	×	×	○	○	○
105	タヌキの里づくり実行委員会	『向島タヌキ生息地』を体験学習・環境教育の格好の場ととらえ、広く市民や親子を対象に、勤労活動体験や身近な自然と触れ合う活動等の『タヌキの里向島里山体験教室』の企画・運営を行うため	文化財課	—	—	—	—	—
106	防府市上下水道ビジョン策定懇談会	防府市上下水道ビジョン策定にあたり、広く市民等の意見を反映させるため	上下水道局総務課	○	○	○	○	○

5. その他の参画の手法の実施状況

【令和元年度】

番号	対象区分	政策等の名称	分野	政策等の概要	実施した参画の手法	実施時期	実施結果の概要
1	計画等	「防府市人口ビジョン」及び「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂	その他	まち・ひと・しごと創生法に基づく「防府市人口ビジョン」及び「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂に伴う結婚・出産・子育てに関する市民アンケート	意識調査	R1. 10	対象 18～49歳の市民（R1. 10. 1時点） 対象人数 3,000人 回答率 24.8%
2	計画等	「防府市人口ビジョン」及び「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂	その他	まち・ひと・しごと創生法に基づく「防府市人口ビジョン」及び「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂に伴う高校生進路希望状況調査	意識調査	R1. 10	対象 市内高等学校5校の3年生 対象人数 1,112人 回答率 92.3%
3	計画等	第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画策定	医療・福祉	地域福祉を総合的に推進するための基本計画の策定 計画期間 R3～R7年度	意識調査	R1. 9. 30～10. 25	調査対象 年齢18歳以上 対象人数 2,000人 回答率 44.9% 目的 地域福祉の推進に関する参考資料
4	計画等	人権に関する意識調査	人権 まちづくり	防府市の人権指針を策定する上で、参考とする	意識調査	R1. 10. 11～31	調査対象 年齢18才以上 対象人数 1,500人 回答率 34.47% 目的 市民の人権に関する参考資料
5	計画等	防府市スポーツ推進計画策定	教育・文化	スポーツ推進に関する計画を策定する 計画期間 R3～R7年度	意識調査	R1. 9. 13～R1. 10. 18	調査対象：小5・中2・18歳以上の市民 対象人数：合計3353人 回答率：全体 71% 目的：スポーツ推進計画策定に関する参考資料
6	その他	地域の実情に応じた移動手段の確保に向けての取組	生活環境	地域において、地域住民の移動実態や意向等を把握するためのアンケート調査を実施	意識調査	R2. 2. 15～2. 25	調査対象 玉祖地域の全世帯 配付数 1983枚 回収数 700枚 回収率 35.3%
						R1. 11. 15～11. 26	調査対象 大道地域の一部の世帯 配付数 511枚 回収数 259枚 回収率 47.0%
						R2. 1. 25～2. 12	調査対象 富海地域の全世帯 配付数 900枚 回収数 530枚 回収率 58.9%
7	その他	地域の実情に応じた移動手段の確保に向けての取組	生活環境	地域における地域の実情に応じた移動手段の検討を行うための意見交換会を開催	公聴会等	R1. 8. 23 R2. 1. 29	（玉祖地域） 意見交換会の開催 2回 延べ参加人数 42人
						R1. 5. 15	（西浦・華城地域） 意見交換会の開催 1回 延べ参加人数 11人
						R1. 10. 28	（大道地域） 意見交換会の開催 1回 延べ参加人数 11人
						R2. 1. 21	（富海地域） 意見交換会の開催 1回 延べ参加人数 15人
8	その他	防府市産業戦略本部	産業	防府市の産業戦略についての意見交換会	公聴会等	R1. 5. 28 R1. 11. 19 R2. 2. 19	防府市の産業力を高めるために、市長が事業者等から意見を聴き、参加者が自由闊達に意見交換を行った。
9	施設	防府市新庁舎建設 基本設計	その他	新庁舎を建設するための基本設計を作成する（基本設計の作成予定 R3/4）	ワークショップ	R1. 11. 21 R1. 12. 2 R1. 12. 18	ワークショップの開催 3回 延べ参加人数 67人 目的 新庁舎を利用する市民の様々な視点からの意見を調整集約し、全ての利用者に使いやすく満足できる施設づくりに反映させるため

6．参画の対象外としたもの
【令和元年度】

番号	対象区分	施策等の名称	分野	施策等の概要	参画の対象としなかった理由
1	条例	防府市水道事業給水条例改正	生活環境	水道法の改正に伴う防府市水道事業給水条例の一部改正	市税等の徴収

7. 複数の参画手法の実施状況

[illegible]

参考資料1. パブリックコメント実施一覧表

年度	番号	対象区分	施策等の名称	分野	実施時期	実施結果の概要	担当課
令和元年度	1	計画等	防府市上下水道ビジョン(案)	生活環境	R1.9.6～10.4	提出された意見 0件	上下水道局 総務課
	2	条例等	防府市公設青果物地方卸売市場業務条例改正(案)	産業	R1.12.2～R2.1.6	提出された意見 0件	農林水産振興課
	3	計画等	第2期防府市子ども・子育て支援事業計画(案)	医療・福祉	R1.12.2～R2.1.6	提出された意見 0件	子育て支援課
	4	計画等	第3次防府市子ども読書活動推進計画(案)	教育・文化	R1.12.16～R2.1.23	提出された意見 0件	教育委員会 教育総務課 図書館管理室
	5	施設の計画等	防府市新庁舎建設基本設計(案)	その他	R2.2.25～3.25	意見提出者 35人 意見提出件数 108件 ・意見を受けて修正したもの 4件 ・事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 38件 ・意見を反映することが困難なもの 9件 ・内容に直接関わらないもの 34件 ・その他 23件	庁舎建設室
	6	計画等	防府市自殺対策計画(案)	医療・福祉	R2.2.1～3.2	提出された意見 0件	健康増進課 (保健センター)

○パブリックコメント意見募集

【公表方法】

- 1.1号館1階の閲覧コーナーへの設置
- 2.各出張所等への設置
- 3.報道への情報提供
- 4.市広報への掲載
- 5.ホームページへの掲載

(下記【公表内容】1,4についてはパブリックコメント意見募集の実施1ヶ月前を目処に実施予定を掲載。意見募集開始後に詳細な情報を掲載)

【公表内容】

- 1.対象とする案の名称と概要
- 2.対象とする案
- 3.意見の提出期間、提出方法
- 4.当該パブリックコメントの所管課・問合せ先
- 5.その他必要な事項

○パブリックコメント実施結果の公表

【公表方法】

- 1.1号館1階の閲覧コーナーへの設置
- 2.各出張所等への設置
- 3.報道への情報提供
- 4.市広報への掲載
- 5.ホームページへの掲載

【公表内容】

- 1.パブリックコメントの実施状況
(意見の募集期間、提出者数、意見の数)
- 2.提出された意見に対する市の考え方
- 3.閲覧方法、閲覧場所
- 4.実施結果の公表期間
- 5.当該パブリックコメントの所管課・問合せ先
- 6.その他必要な事項